

令和 5 年度

長野県長野市

市区町村コード

2	0	2	0	1	1
---	---	---	---	---	---

市民税・県民税  
特別徴収の手続き

長野市

【お問い合わせ先】  
財政部市民税課 特別徴収担当

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
電話番号 (026)226-4911(長野市役所代表番号)  
内線番号(2458・2459・2463)  
(026)224-8517(市民税課直通番号)  
FAX番号 (026)224-7346

ながのご縁を  信都・長野市

この印刷物は環境保護のため、再生紙を使用しています。

# 目 次

第1 紙与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収と事務取扱いについて	1 ページ
第2 紙与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について	8 ページ
第3 退職所得に対する市民税・県民税の事務取扱いについて	12ページ
第4 紙与支払報告に係る紙与所得者異動届出書について 特別徴収	18ページ
記載例①（退職等で普通徴収に変更する場合）	19ページ
記載例②（退職等で一括徴収する場合）	20ページ
記載例③（転勤等で特別徴収を継続する場合）	21ページ

## 各届出用紙等

紙与所得者異動届出書	3 枚	22ページ
特別徴収切替届出（依頼）書	2 枚	23ページ
特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	1 枚	24ページ
ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書	1 枚	25ページ

# 第1 紙与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収と事務取扱いについて

市民税・県民税の特別徴収については、次の要領により取り扱ってください。

## 1 特別徴収と特別徴収義務者について（地方税法第321条の4）

市民税・県民税の給与からの特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が、毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税を差し引いて、従業員に代わって市町村に納入する制度です。そして、この義務を負う事業主（給与支払者）を特別徴収義務者といいます。

従業員がご自分で納付する方法（普通徴収）では1年分を4回に分けて納めていただくところを、特別徴収では12回に分割されますので、1回あたりの納税額が少なくてすみます。また、従業員がご自分で金融機関等の窓口で納付する手間を省くことができます。

## 2 税額通知書の取扱いについて

- (1) 当初税額決定通知について
  - ・特別徴収義務者への通知……市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）  
(見方については6ページ) 〈白色、1通6名連記〉  
給与事務担当者が保管してください。
  - ・納税義務者（従業員）への通知……市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）  
(見方については7ページ) 〈青色、1通3名連記〉  
個人別にミシン線にそって切り離し、5月31日までに納税義務者本人に渡してください。  
※なお、すでに退職のため、納税義務者本人に通知を渡すことができない場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（22ページ）に添えて早急に返送してください。
- (2) 月割額の変更通知について

従業員の退職、就職、税額変更等の事由により年の途中で月割額が変更になる場合があります。「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、変更後の月割額により特別徴収してください。

また、「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を納税義務者本人に渡してください。

### 3 特別徴収税額の納期限

「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」〈白色〉により、納税義務者の月割額を6月から翌年5月までの12カ月にわたり給与から毎月徴収し、下記の納期限までに納入してください。

なお、納期限は毎月10日ですが、10日が土曜日、日曜日、祝日などの休日にあたる場合は、その翌営業日が納期限になります。

#### 令和5年度特別徴収にかかる納期限

月別	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
納期限	7月10日 まで	8月10日 まで	9月11日 まで	10月10日 まで	11月10日 まで	12月11日 まで	1月10日 まで	2月13日 まで	3月11日 まで	4月10日 まで	5月10日 まで	6月10日 まで

なお、従業員が常時10人未満の事業所は、承認を受けることにより年12回の納期を年2回にすることができます。

詳しくは「第2 給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について」（8～9ページ）をご覧ください。

### 4 納入書について

当初税額決定通知書と併せて、令和5年度の納入書（6月分から翌年5月分及び予備2枚）を送付します。一年を通して使用しますので、大切に保管してください。

なお、年度の途中で納入金額が変更になった場合でも納入書は新たに送付いたしません。「納入書訂正例」（3ページ）を参考に納入金額欄を訂正してお使いください。

#### (1) 納入金額に変更がない場合

納入書に税額があらかじめ印字されていますので、そのままお使いください。

#### (2) 納入金額に変更がある場合（従業員の退職、就職、税額変更等）

領収証書、納入書、納入済通知書の3枚とも金額を訂正してください。

納入する月は訂正できません。

# 納入書訂正例

長野県 長野市 個人市民税 領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
202011	00540-7-960100	長野市
指定番号		納入金額(1)
令和5年9月	80101010	① 530,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 <b>納入</b> 退職所得分 ③ 136,000 金 延滞金 <b>額</b> 諸 手数料 合計額 ④ 654,400		
(特別徴収義務者) 住所 〒380-8512 又は 所在地 長野市大字鶴賀緑町1613番地 氏名 又は 名称 株式会社 特徴商事 <small>上記のとおり領収しました。(納入書保管)</small>		

長野県 長野市 個人市民税 納入書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
202011	00540-7-960100	長野市
指定番号		納入金額(1)
令和5年9月	80101010	① 530,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 <b>納入</b> 退職所得分 ③ 136,000 金 延滞金 <b>額</b> 諸 手数料 合計額 ④ 654,400		
(特別徴収義務者) 住所 〒380-8512 又は 所在地 長野市大字鶴賀緑町1613番地 氏名 又は 名称 株式会社 特徴商事 <small>上記のとおり納入します。(金融機関保管)</small>		

長野県 長野市 個人市民税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
202011	00540-7-960100	長野市
指定番号		納入金額(1)
2022 23.09.04 80101010 000530000		① 530,000
納入済通知書の金額欄に￥記号は記入しないでください。 <b>納入</b> 退職所得分 ③ 136,000 金 延滞金 <b>額</b> 諸 手数料 合計額 ④ 654,400		
(特別徴収義務者) 住所 〒380-8512 又は 所在地 長野市大字鶴賀緑町1613番地 氏名 又は 名称 株式会社 特徴商事 <small>上記のとおり通知します。(受付印) (株)八十二銀行本店(取りまとめ店)→長野市(長野市保管)</small>		

- ① 印刷されている納入金額は、横線で抹消してください。
- ② 変更後の特別徴収税額を記入してください。一括徴収分はここに含めます。
- ③ 退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収税額がある場合は記入してください。  
併せて裏面の納入申告書も記入してください。  
詳しくは「第3 退職所得に対する市民税・県民税の事務取扱いについて」(12 ~ 14 ページ)をご覧ください。
- ④ 上記②③の合計額を必ず記入してください。
- ⑤ 実際に退職手当等を従業員に支給する月を記載してください。

※ 退職所得分についてご記入ください。 市民税・県民税 納入申告書		
長野県長野市長		
令和5年10月10日提出	⑤ 令和5年9月分	人員 1人
退職手当等支払金額	1,422,363.2	千 百 十 万 千 百 十 円
特別徴収税額	816,000	千 百 十 万 千 百 十 円
県民税	544,000	千 百 十 万 千 百 十 円
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記とおり労働課税に係る所渭の納人にについて申告します。		
(特別徴収義務者) 住所又は 〒380-8512 所在地 長野市大字鶴賀緑町1613番地 氏名又は 名称 株式会社 特徴商事 法人番号 22222222222222		
<small>○退職者の内訳をご記入ください。なお、退職者が4人以上または特別徴収義務者が個人事業主の場合は、長野市民税課ホームページより「退職所得に対する市民税・県民税納入申告書」をタクシードしてご提出ください。</small>		
氏名	勤続年数	退職手当等支払金額
長野 稲太郎	25年	14,223,632 円
	年	円
	年	円

(3) 納入取扱場所

銀 行	八十二銀行・北陸銀行・長野銀行・三菱UFJ信託銀行の全国の本・支店
金庫・組合	長野信用金庫・長野県信用農業協同組合連合会・長野県信用組合・長野県労働金庫の本・支店
農 協	ながの農業協同組合・グリーン長野農業協同組合の本所・支所・支店
ゆうちょ銀行・郵便局	長野県・新潟県のゆうちょ銀行および郵便局
	※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局を新規に利用される場合は、この冊子に綴じ込みの「指定通知書」(25ページ)をゆうちょ銀行・郵便局の窓口に提出してください。
長野市役所	収納課・各支所

※金融機関の事情により、納付場所及び手数料等に変更が生じる場合があります。

詳しくは長野市ホームページをご覧ください。

(4) 納入代行サービスについて

毎月銀行に振り込みに行くことが難しいときは、金融機関が行っている住民税納入代行サービスを利用すると、金融機関まで出向くことなく市民税・県民税の納入ができます。サービスの詳細や取り扱っている金融機関については、お取引先の金融機関へお問い合わせください。

なお、このサービスの利用などにより、納入書が不要となる場合はご連絡をお願いします。

(5) eLTAXの地方税共通納税システムについて

令和元年10月1日から地方税共通納税システムが稼働しました。これは複数の市区町村に対して一度の操作で電子的に納税可能となるものです。

詳しくは地方税共同機構へお問い合わせください。

ヘルプデスク 0570-081459 受付時間 9:00~17:00 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

03-5521-0019

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

## 5 従業員が退職・休職・転勤等により異動した場合

退職・休職・転勤等により従業員が給与の支払いを受けなくなるときには、必ず「給与所得者異動届出書」（22ページ）を提出してください。異動届出書の提出がないと、退職者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となり督促状を送付することがあります。異動届出書は異動事由が発生した都度、すみやかに提出してください。

非課税の方（徴収すべき税額が0円の方）や既に徴収を終えている方についても、異動があった場合は異動届出書を提出してください。

## 6 退職者等の未徴収税額の取扱いについて

普通徴収に変更した場合、市から退職者へ別途納付書を送付いたします。退職者がご自分で納めていただくことになります。

従業員が1月1日から4月30日までの間に退職・休職・転勤等により給与の支払いを受けなくなるときは、次の場合を除いて、未徴収額を一括徴収してください。

- ・転勤先で特別徴収を継続する場合
- ・5月31日までに支払われる給与もしくは退職手当等が未徴収額より少ない場合
- ・死亡による退職の場合

## 7 就職等により給与からの特別徴収に切り替える場合

就職等により普通徴収から特別徴収に切り替えるときには「特別徴収切替届出（依頼）書」（23ページ）を提出してください。

なお、普通徴収の納期限が到来したものは、特別徴収への切り替えはできませんので注意してください。

## 8 特別徴収義務者の所在地・名称変更について

「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」（24ページ）を提出してください。

## 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の見方

※この通知は保管してください。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収税額										課 稅 人 員				非課税人員			
月 割 額	人 数		納 付 額		人 数	納 付 額		人 数	納 付 額		人 数	納 付 額					
	6月分	7月分	8月分	9月分		10月分	11月分		12月分	1月分		2月分	3月分	4月分	5月分		
(備考)																	

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに市税条例第36条の規定によって、令和 年度給与所得等に係る市民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

指定番号	宛名番号	市町村コード	202011	受給者番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	（摘要）	
住 所					氏 名	個人番号	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	（摘要）
③							6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	（摘要）
④						特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	（摘要）
⑤						6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	（摘要）	
⑥						6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	（摘要）	
住 所					氏 名	個人番号	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	（摘要）
						6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	（摘要）	

- ① 事業所に納付していただく特別徴収税額です。全従業員の特別徴収税額を合算した納付額になっています。
  - ② 長野市で事業所ごとに割り振っている指定番号という番号です。お問い合わせやお手続の際に必要になります。
  - ③ 対象となる従業員の情報です。この情報は1月1日現在の情報を記載しています。
  - ④ 対象となる従業員の1年間の合計特別徴収税額です。
  - ⑤ 対象となる従業員の月ごとの特別徴収税額です。こちらの納付額を毎月の給与から徴収してください。
  - ⑥ 対象となる従業員の税額を決定・変更した理由です。内容変更については申告等により課税内容が変更されたものとなります。
- \*税額に変更がない場合でも内容変更と記載されます。その場合は従業員あての通知をお渡しいただくだけで結構です。

## 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税  
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号
住 所	宛名番号	
あなたが特別徴収税額を右記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第32条の4（第32条第4項）の規定によって通知します。また、この通知書に記載事項に誤りがある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して5月以内に市長に對して審査請求することができます。この通知書は、市長が決定した特別徴収税額の決定（変更）の達成を受けた日の翌日から起算して5ヶ月以内に市長に提出して下さい。市長が被請求者の代表者となります。確認することができません。		
（摘要） ○ 市民税均等割2,000円のうち500円は、「長野県森林づくり県民税」です。 (問い合わせは、長野市役所 財政部 市民税課 TEL (026) 234-9521~)		

本通知は個人情報保護のため圧着シーラー加工もしくは専用の封筒に封入し、送付しますので、開かずに従業員ご本人にお渡しください。

ア 納税義務者となる従業員の情報です。

イ 每月の給与から差し引かれる特別徴収の納付額です。

ウ 対象者の昨年の所得です。所得とは、収入から経費に相当する金額を差し引いた金額です。

なお、年金等の給与以外の金額は別途税額を計算し、従業員あてに納税通知書を送付することがあります。

その場合、給与以外の金額はこの金額に含まれませんので従業員ご自身でご納付をお願いします。

エ 対象者の所得から控除（減額）される金額です。

オ ウの総所得金額①からエの所得控除合計②を差し引いた金額です。

カ 実際の税額等に関する部分です。税額控除額⑤は直接税額から差し引かれる金額で、「寄附金税額控除」「住宅ローン控除」「調整控除」などが含まれています。

税額控除前所得割額④から税額控除額⑤を差し引いた金額が所得割額⑥となり、均等割額⑦を加えた金額が実際に課税される金額になります。

キ 本市からの伝達事項を記載する項目です。記載される内容は「本通知をお送りした理由」「住宅ローン控除の詳細額」などになります。

なお、摘要欄に「寄附金税額控除」の控除額は記載されません。寄附金税額控除の控除額についてはカの税額控除額⑤でご確認をお願いします。

# 第2 紙与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について

この特例は、特別徴収義務者の事務負担を軽減するため毎月納入する特別徴収税額を年2回に分けて納入できる制度です。

## 1 特例の適用事業所

適用を受けることのできる特別徴収義務者（事業所等）は、給与の支払いを受ける者（従業員等）の人数が常時10人未満である事業所です。

「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、繁忙期などに臨時に雇い入れた者がある場合には、その臨時雇用者を除いた人数が10人未満であれば該当します。

## 2 承認申請

この特例の適用を受けようとする場合には「紙与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての申請書」（10ページ）により長野市長に申請し、承認を受けなければなりません。

なお、滞納、著しい納入の遅延がある場合には、特例の承認は受けられません。

## 3 徴収と納入

この特例は、特別徴収義務者が納入する時期の特例になりますので、納税義務者からは、毎月給与等の支払いの際に市民税・県民税を徴収する必要があります。

承認を受けた場合、次の期間中に支払った給与及び退職手当等から徴収した税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。納期限が土曜日、日曜日、祝日などの休日にあたる場合は、その翌営業日になります。

6月から11月までの特別徴収税額 → 12月11日納期限

12月から5月までの特別徴収税額 → 6月10日納期限

## 4 承認の取消

給与等の支払いを受ける者の人数が10人以上となるなど、要件を満たさなくなった場合、特別徴収義務者はその旨を遅滞なく「紙与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」（11ページ）により長野市長へ届け出なければなりません。

なお、承認を受けた後に滞納、著しい納入の遅延があった場合には、特例の承認は取り消されることがあります。

## 5 申請書の書き方

- (1) 申請者欄には、個人の場合は「住所・氏名・事業所指定番号・連絡先電話番号」を、法人の場合は「所在地・名称及び代表者名・事業所指定番号・法人番号・連絡先電話番号」を記入してください。
- (2) ①欄には、特例の適用開始を希望する年月日を記入してください。
- (3) ②欄には、最近6カ月間の各月末の人員と、各月の給与等の支給総額を記入してください。なお、臨時の雇用者がある場合には、その人數と支給金額を（ ）内に記入してください。
- (4) ④欄には該当する場合に限り理由を記入してください。

## 6 年度途中に納期の特例を申請した場合

特別徴収開始後に納期の特例を申請した場合、納期特例の適用はその承認を受けた月からとなります。

(例) 8月に承認を受けた場合

- |                  |  |
|------------------|--|
| 6月・7月の特別徴収税額     | → それぞれ翌月10日が納期限（納期限が土曜日、日曜日、祝日などの休日にあたる場合は、その翌営業日になります。） |
| 8月から11月までの特別徴収税額 | → 12月11日納期限（納期限が土曜日、日曜日、祝日などの休日にあたる場合は、その翌営業日になります。）     |
| 12月から5月までの特別徴収税額 | → 6月10日納期限（納期限が土曜日、日曜日、祝日などの休日にあたる場合は、その翌営業日になります。）      |

## 7 納入書について

年度の途中で納入金額が変更になった場合や、年度の途中で納期特例の適用を受けた場合でも納入書は新たに送付いたしません。

「納入書訂正例」（3ページ）を参考に納入金額欄を訂正してお使いください。

## 年度 給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期についての申請書

年 月 日		住 所	
申 請 先 長 野 市 長		申 請 者	所 在 地
		氏 名	姓 名
		指定番号	0 0 8
		法人番号	( ) -
電話番号			
「地方税法第321条の5の2」および「長野市市税条例第37条の3」の規定による「給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例」についての承認を申請します。			
①特例の適用を受けようとする税額	年 税額	月 受給者数	日 給与総額
		年 月 (外) 人	( ) 円)
②最近6ヶ月間ににおける各月の給与受給者数および給与総額		年 月 (外) 人	( ) 円)
		年 月 (外) 人	( ) 円)
		年 月 (外) 人	( ) 円)
		年 月 (外) 人	( ) 円)
		年 月 (外) 人	( ) 円)
		年 月 (外) 人	( ) 円)
( )は、臨時雇用者にかかるもの			
③この申請書を提出する以前の1年間ににおいて、納期の特例についての承認を取り消されたことの有無			
有 • 無			
④今年度および前年度における、市民税・県民税の滞納・納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細を記入すること。			
理 由			

## 年度 給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年 月 日受付	申 請 者	住 所	申 請 者	申 請 者
届出先 長野市長	氏 名	ま た は ま た は	姓 名	姓 名
	指定番号	0 0 8	（ ）	電話番号
	法人番号	—	—	—

「地方税法施行令第48条の9の11」および「長野市市税条例第37条の4」の規定により「給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例」について、要件を欠いたことを届出します。

①記載事項	①事業所において給与の支払いを受ける者が、常時10人未満ではなくなった。 ②その他参考となるべき事項がある場合に限り記入してください。 〔〕
②この届出書の提出日	この届出書提出月の翌月10日（地方税法施行令第48条の9の12）
③特別徴収税額の納入期限	注：今後は特別徴収月の翌月10日が通常の納入期限となります。
④一括徴収または普通徴収による納付を希望する場合	別途「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

## 第3 退職所得に対する市民税・県民税の事務取扱いについて

退職所得に対する個人の市民税・県民税は、退職手当等の支払者が退職手当等の額に応じて税額を算出し、支払金額からその税額を差し引いて退職者の退職した日の属する年の1月1日現在における住所地の市町村に納入します。（地方税法第328条）

### 1 特別徴収税額の計算方法

退職所得の金額	税率		特別徴収すべき税額
	市民税 6 %	県民税 4 %	
			市民税額 県民税額

- ・退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の金額を切り捨てます。（退職所得の金額は1,000円単位）
- ・特別徴収すべき税額（市民税額、県民税額）に100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の金額を切り捨てます。

#### (1) 退職所得の計算方法

- ・一般の方

$$\text{退職所得金額} = (\text{退職金等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \quad (1,000\text{円未満の端数切り捨て})$$

※一般の方で勤務年数が5年以下かつ、退職金等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた金額が300万円を超える場合は、その超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しません。

- ・役員等で勤務年数5年以下の方

$$\text{退職所得金額} = \text{退職金等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \quad (1,000\text{円未満の端数切り捨て})$$

※「役員等」とは次に掲げる者です。

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

## (2) 退職所得控除額の計算方法

・勤続年数が20年以下の場合  $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$  (80万円に満たない場合は、80万円)

・勤続年数が20年を超える場合  $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

※勤続年数に1年末満の端数が生じたときは、これを1年として計算します。

※障害者となったことに起因して退職した場合は、(2)の金額に100万円を加算した金額が控除されます。

税額計算に際して、長野市ホームページに住民税試算システムを掲載しておりますので、参考にしてください。

## 2 計算例（一般の方）

勤続年数25年で退職し、14,223,632円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出

### (1) 退職所得控除額の計算

$$8,000,000\text{円} + 700,000\text{円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 11,500,000\text{円}$$

### (2) 退職所得金額の計算

$$(14,223,632\text{円} - 11,500,000\text{円}) \times 1/2 = 1,361,816\text{円} \rightarrow 1,361,000\text{円} \text{ (1,000円未満の端数切り捨て)}$$

### (3) 税額の計算

$$\text{市民税額 } 1,361,000\text{円} \times 6\% = 81,660\text{円} \rightarrow 81,600\text{円} \text{ (100円未満の端数切り捨て)}$$

$$\text{県民税額 } 1,361,000\text{円} \times 4\% = 54,440\text{円} \rightarrow 54,400\text{円} \text{ (100円未満の端数切り捨て)}$$

**特別徴収すべき税額 81,600円+54,400円=136,000円**

## 3 納入方法

徴収した税額を、徴収した月の翌月10日（土曜日、日曜日、祝日など休日にあたる場合はその翌日）までに特別徴収用の納入書を使って納入してください。

長野市で送付している納入書を使用していない事業所や、現在長野市へ特別徴収税額を納入していない事業所等で納入書が必要な場合は、ご連絡ください。

(1) 納入申告書について

- ・特別徴収義務者が法人等の場合

納入書裏面の市民税・県民税納入申告書にご記入ください。（3ページの記載例を参考にしてください。）

退職者が4人以上の場合は、「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書」（15ページ）に記載して提出してください。

- ・特別徴収義務者が個人事業主の場合

「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書」（15ページ）に記載して提出してください。

個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。併せて「番号確認書類」と「身元確認書類」の写しを提出してください。

(2) 分割納入する場合

「退職所得に係る市民税・県民税の分割納入申出書」（16ページ）を提出してください。

(3) 還付を受けたい場合

「退職所得に係る市民税・県民税の還付請求書」（17ページ）を提出してください。

## 4 退職所得の特別徴収票

「特別徴収票」（所得税の退職所得の源泉徴収票にあたり、源泉徴収票と複写して作成します。）は退職手当等の支払者が各受給者について支払いの確定した退職手当の金額や特別徴収税額等を記載して2部作成し、退職後1ヵ月以内に1部を退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における各受給者の住所地の市町村長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません。

ただし、次の場合には、特別徴収票の提出又は交付が省略されています。

- (1) 法人（人格のない社団又は財団も含まれます。）の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員以外の受給者の特別徴収票については、受給者に対する交付のみで市町村長に提出する必要はありません。この範囲は、所得税の場合と同様です。
- (2) 分離課税に係る所得割がないときは、特別徴収票の受給者への交付は必要ありません。ただし、受給者から請求があった場合には交付しなければなりません。

## 5 その他

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の用紙は所得税の退職所得の源泉徴収票にあたります。税務署でお渡ししているほか、国税庁のホームページからもダウンロードすることができます。

## 退職所得に係る 市民税・県民税納入申告書

申告先 長野市長		受付印	
令和 年	月	日	提出
令和 年	月 分	指定番号	0 0 8
退職所得等支払金額		億	千 百 十 万 千 百 十
特別徴収税額	市民税		円
	県民税		0 0 円
(特別徴収義務者)		人	人
〒			
住所			
特別徴収義務者名			
法人番号 (個人にあっては個人番号)			
電話番号			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
氏名	勤続年数	支払金額	市民税額 県民税額

◎個人事業主の方は、番号確認書類と本人確認書類の写しが必要ですので、送付する場合は同封して送付してください。

番号確認者	番号確認書類	本人確認書類
	個人番号カード・通知カード 住民票(個人番号付きのもの) その他の	個人番号カード・運転免許証・パスポート 社員証・学生証・保険証・資格証 その他( )

# 退職所得に係る市民税の分割納入申出書

申出先 長野市長  
(特別徴収義務者)  
指定番号  
〒  
住所(所在地)  
特別徴収義務者名  
電話番号

退職所得に係る住民税について、下記のとおり分割納入を申出します。  
なお、内容に変更が生じた場合は、直ちにこの書面を再提出します。

記

退職者 氏名  
住所 所  
電話番号

分割納入する理由 退職手当を分割支給する決定に伴い、按分して納税するため

納入申告額合計

勤続年数	退職手当支払総額	退職日	特別徴収税額合計A	市民税合計B	県民税合計C
		年 月 日			
1回目					年 月 日
2回目					年 月 日
3回目					年 月 日
4回目					年 月 日
5回目					年 月 日
合計	A	B	C		

分割納入の合計 A, B, C が納入申告額 A, B, C と一致することを確認しました。

分割納入金額は特別徴収税額合計を納入回数により按分した金額です。(100円未満の端数は1回目に納入) 納入回数が6回以上の場合は別紙内訳を添付します。

連絡先名  
住所  
電話番号  
担当者

退職所得に係る 市民税の還付請求書					
所 在 地					
事業所名					
依頼先 令和 年 月 日提出 長野市長		代表者名			
		電話番号 ( ) -			
○を して ください)		1. 計算誤りのため 2. 課税地誤りのため 3. 退職手当支給取りやめのため 4. 死亡退職(相続税)のため 5. その他(下に理由を記入) ( )			
退職者氏名		納付日		年 月 日	
退職手当等支払金額		円	勤続年数	年	
		既納付額 (A)	更正後納付額 (B)	差引還付請求額 (A - B)	
市民税					
県民税					
合計					
金融機関の名称					
支店名					
種別(○をしてください)		当座 普通			
還付先口座		口座番号			
		預金名義人			

※ 納入書(領收印のあるもの)の写しを必ず添付してください。

## 第4 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書について

特別徴収の対象となっている従業員に異動があった場合は、市民税・県民税が非課税の方も含めてすべて提出してください。用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。また、長野市ホームページにも掲載しています。

### 1 退職・休職等の場合

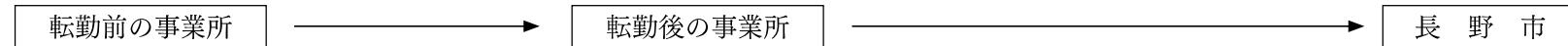
- ・普通徴収に変更する場合 記載例①（19ページ）を参考にしてください。
  - ・一括徴収する場合 記載例②（20ページ）を参考にしてください。
- ※死亡による退職の場合は普通徴収にしてください。

### 2 転勤・転職等で特別徴収を継続する場合

※転勤と転職で提出方法が違います。

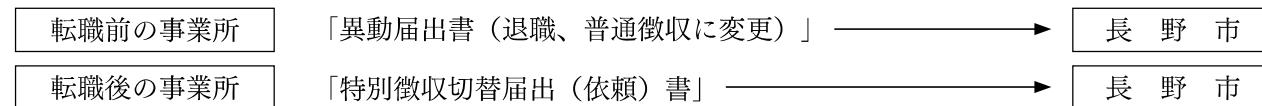
- (1) 転勤の場合は、1枚の異動届出書に転勤前の事業所及び転勤後の事業所を記載して提出する。

記載例③（21ページ）を参考にしてください。



※届出書最上段の事項を記載してください。 ※届出書「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記載してください。

- (2) 転職の場合は、転職前の事業所は「異動届出書（退職）」、転職後の事業所は「特別徴収切替届出（依頼）書」を記載して提出する。



### 3 令和6年1月1日以降の異動者について

令和6年度給与支払報告書において、特別徴収対象者と報告した従業員が退職・転職等により異動した場合は、速やかに給与所得者異動届出書を提出してください。その際に、令和5年度も特別徴収対象者であった場合は税額記入欄は令和5年度の内容を記入してください。

# 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。(税額が0円の方も含みます。)

御注意

4 3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
宛名番号の欄は、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
転勤により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最終段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。  
ただし、「給与所得者」の欄は、「前勤務先」の欄で記載せよ。  
また、「前勤務先が個人事業主の場合」の欄は、「給与支払者」の欄で記載せよ。  
転勤の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受けてください。  
新勤務先では、一括徴収する方が義務づけられています。

※ 長野市処理欄		済月	開	記載例①												
年度	(退職等・転勤)															
年度	退職等で普通徴収に変更する場合															
長野市長宛		給与支払者	所在地	〒380-8512 長野市大字鶴賀町1613番地										特別徴収義務者指定番号	0 0 8 0 1 0 1 0 1 0	
令和××年○○月△△日提出		氏名又は名称	フリガナ	カブシキガイシャ トクショウショウジ 株式会社 特徴商事										宛名番号※注2	0 1 2 3 4	
		個人番号※注3 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										担連者先	人事課人事労務係	
給与所得者	フリガナ	ナガノ ゼイタロウ			(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由				異動後の未徴収税額の徴収方法			
	氏名	長野 稲太郎			140,000 円	6 月から	9 月から	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他の [事由・理由]	×× 年 8 月 31 日	1 右から番号を記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収※注4 3. 普通徴収(本人納付)					
	生年月日	昭和50年1月1日				8 月まで	5 月まで									
	個人番号※注3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1-234	35,600 円		104,400 円										
	受給者番号	1月1日現在の住所				長野市松代町松代1360番地										
	異動後の住所	同上														
1. 特別徴収継続の場合													新しい勤務先へは、月割額 円を			
転勤特別徴収義務者先	特別徴収義務者指定番号	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。											から			
	所在地	(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)											徴収額0円で退職した場合。			
	フリガナ	(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)											(イ)徴収済額に0円と記載し、(ア)特別徴収税額(年税額)と			
	氏名又は名称	(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)											(ウ)未徴収税額は同じ額にしてください。			
↑ 普通徴収税額													納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入	1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合													左記の一括徴収した税額は、 月分(月日納期分)で納入します。			
理由	1 右から番号を記入	1. 普通徴収に変更する場合、該当する理由の番号を記入してください。											徴収の申出があつたため	徴収予定期日 (上記(ウ)と同額)	月 日	円
	2 ※	2. 徴収の申出があつたため											徴収の申出があつたため	徴収予定期日 (上記(ウ)と同額)	月 日	円
	3 ※	3. 徴収の申出があつたため											徴収の申出があつたため	徴収予定期日 (上記(ウ)と同額)	月 日	円
3. 普通徴収の場合													※長野市処理欄			
理由	1 右から番号を記入	1. 異動が令和5年12月31日まで、一括徴収の申出がないため											※長野市処理欄			
	2 ※	2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため														
	3 ※	3. 死亡による退職であるため														

【提出先】〒380-8512 長野市大字鶴賀町1613番地 長野市役所財政部市民税課特別徴収担当

# 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

御注意

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。(税額が0円の方も含みます。)

※ 長野市処理欄	済月	開	記載例②
年度 (退職等・一括徴収・転勤)			
年度 (退職等・一括徴収する場合)			

## 退職等で一括徴収する場合

4 3 2 1		黒のボールペン又はペンで記載してください。 宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。		長野市長宛		給与支払義務者	所在地	〒 380-8512 長野市大字鶴賀町1613番地											特別徴収義務者指定番号	0 0 8 0 1 0 1 0 1 0			
1月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。		ただし、前勤務先では「給与所得者」の欄に「個人番号」は記載せず、新勤務先では記載せます。		令和××年○○月△△日提出		フリガナ	カブシキガイシャ トクショウショウジ 株式会社 特徴商事											宛名番号※注2	0 1 2 3 4				
勤務先では「給与所得者」の欄に「個人番号」は記載せず、新勤務先では記載せます。		ただし、前勤務先では「給与支払者」の欄に「個人番号」は記載し、新勤務先では記載せます。				氏名又は名称												担連	課・係	人事課人事労務係			
勤務先では「給与所得者」の欄に「個人番号」は記載せず、新勤務先では記載せます。		ただし、前勤務先では「給与支払者」の欄に「個人番号」は記載し、新勤務先では記載せます。				個人番号※注3 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	当絡	氏名	特徴 花子												
勤務先では「給与所得者」の欄に「個人番号」は記載せず、新勤務先では記載せます。		ただし、前勤務先では「給与支払者」の欄に「個人番号」は記載し、新勤務先では記載せます。				電話	000-000-0000 内線(1234)																
給与所得者	フリガナ	ナガノ ゼイタロウ											(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由			異動後の未徴収税額の徴収方法			
	氏名	長野 稲太郎											140,000	6月から 8月まで	9月から 5月まで	××年 8月 31日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 払込少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他の [事由・理由]	2. 一括徴収※注4	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収※注4 3. 普通徴収(本人納付)				
	生年月日	昭和50年1月1日											35,600	円	104,400	円	右から番号を記入	右から番号を記入					
	個人番号※注3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																					
	受給者番号	1-234																					
	1月1日現在の住所	長野市松代町松代1360番地																					
異動後の住所	同上																						
1. 特別徴収継続の場合													新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(月 日納期分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。										
転勤特別徴収義務者先		特別徴収義務者指定番号	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)											受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			右から番号を記入			1. 必要 2. 不要		
↑ 一括徴収税額(納入額と同額)													内線( )										
2. 一括徴収の場合													左記の一括徴収した税額は、 9月分(10月10日納期分)で 納入します										
理由		1 右から番号を記入	1. 異動が令和5年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降、特別徴収の継続の申出がないため ※死亡による退職の場合は普通徴収にしてください。											徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)			9月 20日			104,400	円	
3. 普通徴収													一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、一括徴収が義務づけられています。										
理由		右から番号を記入	一括徴収する場合、該当する理由の番号を記入してください。 一括徴収の申出がないため るべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため											※長野市処理欄									

【提出先】〒380-8512 長野市大字鶴賀町1613番地 長野市役所財政部市民税課特別徴収担当

# 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

御注意

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。(税額が0円の方も含みます。)

異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人からの番号の提供を受け記載してください。

姓	名	ナガノ ゼイタロウ
氏	長野 稲太郎	
生年月日	昭和50 年 1 月 1 日	
個人番号※注3		
受給者番号	1-234	
1月1日現在の住所	長野市松代町松代1360番地	
異動後の住所	同上	

## 1. 特別徴収継続の場合

転勤特別徴収義務者指定番号	008080808080	(新規)	法人番号	22222222222222
所在地	〒380-0833 長野市大字鶴賀堂町2201-20 権堂イーストプラザND1階			
フリガナ	トクチョウコンサルタント カブシキガイシャ			
氏名又は名称	特徴コンサルタント 株式会社			

## 2. 一括徴収の場合

理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があるため 2. 異動が令和 年1月1日以降、特別徴収の継続の申出がないため ※死亡による退職の場合は普通徴収にしてください。
		月 日

## 3. 普通徴収の場合

理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため
----	----------	---

【提出先】〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所財政部市民税課特別徴収担当

※長野市処理欄	済月	開	記載例③
年度	(退職等・一括徴収・転勤)		
年度			転勤等で特別徴収を継続する場合

異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合で、前勤務先が個人事業主である場合には給与支払者の「個人番号」は記載しないでください。

個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

者先 電話 000-0000 内線(1234)

8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

未徴収方法

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収※注4
3. 普通徴収(本人納付)

新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を  
9 月分(10月10日納期分)から  
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 123-45678  
納入書の要否(新規の場合のみ記載)  
2 右から番号を記入  
1. 必要 2. 不要

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)  
とその月割額を記載します。

左記の一括徴収した  
納入書の要否に関しては、年度内で  
新規に特別徴収を開始する場合のみ、  
該当する番号を記入してください。

この提出方法は関連会社への転勤時のみ使用することとし、退職後に新会社へ再就職する場合は、前会社で普通徴収切替の届出、新会社での特別徴収切替届をそれぞれ提出してください。

# 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。(税額が0円の方も含みます。)

御注意

4 3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
ただし、(給与所得者)の欄は、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
転勤により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最も段の事項を記載し、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。  
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には記載せず、新勤務先では記載せよ、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。  
新勤務先では、(1)特別徴収継続の場合、「給与支払者」の欄には記載し、(2)前勤務先では記載せず、(3)前勤務先で記載せよ、(4)市町村長に送付して下さい。  
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

※ 長野市処理欄		済月	開始月	普徴期	入力	点検		
年度	(退職等・一括徴収・転勤)							
年度	(退職等・一括徴収・転勤)							
		特別徴収義務者指定番号	0 0 8					
		宛名番号	※注2					
給与提出者	所在地							
	フリガナ							
給与所得者	氏名又は名称							
	個人番号	※注3 又は法人番号					←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	
扶養親族	(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		
扶養親族	月から 月まで	月から 月まで	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他の [事由・理由]	1. 特別徴収継続 右から番号を記入 2. 一括徴収 ※注4 3. 普通徴収 (本人納付)			
扶養親族	円	円	円					
1. 特別徴収継続の場合						新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(月 日納期分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
転勤先	特別徴収義務者指定期番号	0 0 8	(新規)	法人番号	係			
転勤先	所在地					担当者連絡先		
転勤先	フリガナ					氏名		
転勤先	氏名又は名称					電話		
転勤先						内線( )	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合						左記の一括徴収した税額は、 月分(月 日納期分)で 納入します。		
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降、特別徴収の継続の申出がないため ※死亡による退職の場合は普通徴収にしてください。		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月 日	円
3. 普通徴収の場合						※長野市処理欄		
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため						

【提出先】〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所財政部市民税課特別徴収担当

# 特別徴収切替届出(依頼)書

中途就職・採用等により本人から特別徴収を希望する旨の申し出があった場合はこの届出(依頼)書を提出してください。

令和 年 月 日 提出 長野市長宛	給与支払義務者	所在地 (住所)	〒 -												特別徴収義務者 指 定 番 号	0	0	8										
		フリガナ																										
		名称 (氏名)													担当者 連絡先	係												
		代表者 職氏名														氏名												
		法人番号																									電話	内線( )
給与所得者	フリガナ													普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔1・2・3・4〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替が できません。													
	氏名																											
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日																										
	1月1日現在 の住 所													届出理由	月分( 月 日納期分)から 特別徴収を開始します。													
	現在の住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記載してください。																										
	税額通知書への 受給者番号の記載	①必要である(受給者番号: ) ②不要である ※受給者番号とは、給与事務を行うにあたって給与所得者につけて いる各事業所独自の番号です。																										

## 【注意事項】

- 特別徴収の開始を希望する月の前月の20日までに提出してください。税額通知書は本届出書の提出された翌月の10日頃送付します。
- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 個人事業主の方は法人番号欄の記載は不要です。

【提出先】 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所財政部市民税課特別徴収担当

※ 長 野 市 処 理 欄	月	円
	月～	円
	併徵	・ 口座
	普徵	通知書

## 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

令和 ___年 ___月 ___日  長野市長宛	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 -	※届出時点での所在地・名称を記載してください。	特別徴収義務者 指定番号  担当者 連絡先  電話	0   0   8												
		名 称 (氏名)					係											
		代表者 職氏名					氏名											
		法人番号																— —

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記載してください。
- ◆ 個人事業主の方は法人番号欄の記載は不要です。
- ◆ 法人の代表者のみの変更の場合は、提出不要です。ただし、個人事業主の代表者変更は提出が必要です。

変更年月日 令和 年 月 日

事 項	変 更 前 (旧)      ※変更項目のみ記載してください。	変 更 後 (新)      ※変更項目のみ記載してください。	
フ リ ガ ナ			
所 在 地	〒	〒	
フ リ ガ ナ			
名 称			
電 話 番 号	(内線 )	(内線 )	
書類送付先	フ リ ガ ナ		
	所 在 地	〒	〒
	フ リ ガ ナ		
	名 称		
	電 話 番 号	(内線 )	(内線 )
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転    2. 社名(名称)変更    3. 送付先変更    4. 法人化(法人成り)    5. 個人事業化(個人成り) 6. 個人事業主の代表者変更    7. 合併(被合併法人)    8. その他( )		
※4、5、6、7に該当する場合は指定番号が変更になるため、別途給与所得者異動届出書を提出してください。			

【提出先】 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所財政部市民税課特別徴収担当



市民税・県民税の特別徴収にご協力いただきありがとうございます。

特別徴収税額通知書（納税義務者用）は個人情報保護のため、圧着シーラー加工しています。